

## - 社会福祉法人柏松会 一般事業主行動計画 -

一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

本会では、本会職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、また職員が十分に個々の能力を發揮できるよう、家庭および社会とのより良い協働のもと、働きやすく且つやりがいのある職場環境を整備する事を目的として本行動計画を策定致します。

1. 計画期間:2014年6月1日から2017年3月31日までの3年間

2. 内容

### 目標1 仕事と家庭を両立するための制度及び就業規則の周知と相談体制の整備

#### 対策①: 相談窓口の開設

開設準備

(2014.6 ~ 2014.7 )

窓口開設・運用

(2014.9 ~ )

- ・ 仕事と家庭を両立するための制度の概要をまとめたリーフレットの作成。又窓口開設の案内掲示作成及び掲示。
- ・ 職員の休憩時間及び出勤前、退勤後でも相談できるよう臨機応変に対応する。

#### 対策②: 両立支援に係る制度の周知

各事業所の研修会で周知する

(2014年度中 )

情報リーフレットの配布・説明

(2014.9 ~ )

- ・ 全職員を対象とし、両立支援に係る意識啓蒙を目的とした研修を各事業所で実施する。
- ・ 両立支援に係る法人規定及び各種制度について、わかりやすくまとめたリーフレットを、全職員に配布、説明を行う。

### 目標2 出産や育児を理由に退職(予定者を含む)した職員についての再雇用制度の整備

#### 対策①: 再雇用に関する制度の整備及び周知

就業規則の見直し及び再雇用規則の整備

(2014.8 ~ 2014.12)

再雇用制度の周知

(2015.4 ~ )

- ・ 出産・育児を理由に退職した職員の再雇用に関する規則を整備するのに合わせ、本会就業規則や再雇用職員就業規則について必要な見直し、修正を行う。
- ・ 再雇用制度について、法人研修会を通じて法人全職員に対し周知。また、妊娠、出産の状況が現にある職員、また予定される職員について、相談窓口での相談を通じて周知を徹底し、利用促進を図る。

#### 対策②: 再雇用の意思確認の実施

再雇用希望者名簿の作成及び運用

(2015.4 ~ )

- ・ 出産、育児のため退職する職員及び既に退職した職員のうち連絡できる者に対し、再雇用の意思確認を実施すると共に退職者(予定者を含む)の承諾を得た上で名簿を作成し、以降その名簿に基づいて就労状況や家庭状況の確認を一定期間毎に実施する。また、職員採用に関する情報や職員定員の求人情報等を定期的に配信する。